

福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針

指針策定の目的

福祉避難所については、平成28年4月に発生した熊本地震、また同年10月に発生した鳥取県中部地震において、人材や物資の不足による開設の遅れ、指定できる施設の不足による確保困難等の課題が明らかになりました。

この指針は、市町村において災害時に福祉的対応を必要とする住民に迅速的確に福祉避難所、福祉避難スペースを提供することができるよう、「要支援者避難対策等検討会」において検討・意見交換した結果を踏まえ、参考となる重要事項、留意事項などを取りまとめたものです。

(熊本地震や中部地震での課題)

- ・人材や物資の不足による福祉避難所の開設の遅れ
- ・調整機能が働かない(一般の被災者で福祉避難所が満員になり、対象者の受入れができない等)
- ・福祉避難所として指定できる施設が不足しており福祉避難所の確保が困難な市町村あり
- ・福祉避難所で被災状況等により受入れが困難な例あり
- ・福祉避難所の利用を巡る混乱を危惧することによる災害時の福祉避難所の周知の不足 など

本指針は、障がい者団体等当事者から御意見をお聞きして策定したものです。指針の実効性を確保するためには、平常時から要配慮者、避難支援関係者、地域住民へ広く周知し、理解を得ておくことが求められます。

1 福祉避難所の開設、運営

(1) 平常時の取組

(ア) 福祉避難所

<福祉避難所とは>

災害対策基本法第49条の7に定める指定避難所のうち、
災害対策基本法施行令第20条の6第5号に定める「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定されるもの」で内閣府令で定める次の基準に適合するもの。

- 一 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この条において「要配慮者」という。）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- 二 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- 三 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

なお、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン(平成28年4月内閣府(防災担当))」では、指定要件として次のように例示されている。

- ア. 施設自体の安全性が確保されていること。
 - ・耐震性が確保されていること。[地震]
 - ・原則として、土砂災害特別警戒区域外であること。[土砂災害]
 - ・浸水履歴や浸水予測等を踏まえ、浸水した場合であっても、一定期間、要配慮者の避難生活のための空間を確保できること。[水害]
 - ・近隣に危険物を取り扱う施設等がないこと。
- イ. 施設内における要配慮者の安全性が確保されていること。
 - ・原則として、バリアフリー化されていること。

- ・ バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障害者用トイレやスロープ等設備の設置、物資・器材の備蓄を図ることを前提とすること。
- ウ. 要配慮者の避難スペースが確保されていること。
- ・ 要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。

※なお、概ね 10 人の要配慮者に 1 人の生活相談員等を配置した場合、災害救助法の国庫補助の対象となります。

要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

(災害対策基本法第 8 条第 2 項第 1 5 号)

(イ) 福祉避難所の対象者

一般避難所での生活が困難な高齢者及び障がい者等の要配慮者（以下「要配慮者」という。）を対象とします。

- ・ 要配慮者の概数を把握し、福祉避難所の指定目標を定めます。
- ・ 福祉避難所の対象者の見込みについては、市町村で想定される最大の被災者数を参考としますが、一般避難所における配慮があれば生活できる者を除外するなど、真に必要な者を絞り込みます。
- ・ 対象範囲は、要介護認定 3 以上、日常生活自立度Ⅱ以上、身体障がい者手帳 2 級以上、療育手帳 A、精神障がい者福祉保健手帳 2 級以上、その他妊産婦・難病者などの方を基本としながら、各市町村の実情や要配慮者の現況に応じて必要な対象者を見込みます。
- ・ その家族も必要な者を対象者に含めて差し支えありません。

(ウ) 福祉避難所の指定

- ・ 災害発生時に一般避難所での生活が困難な高齢者及び障がい者等の要配慮者を受け入れるため、本指針を参考にあらかじめ福祉避難所を指定します。

(エ) 福祉避難所の周知

- ・ 災害発生時に要配慮者の支援が適切に行えるよう、福祉避難所の目的や機能、対象者など、福祉避難所に関する情報を広く周知します。
- ・ 防災訓練や避難訓練の機会を活用し、要配慮者やその関係者等に参加を求め、福祉避難所に対する認識を高めたり、あらかじめ福祉避難所の環境に慣れていただくことも有効です。
- ・ 特に、一般避難所において生活可能な避難者については対象とならないこと、福祉避難所での受け入れには施設自体の安全確認及び受入体制の調整が必要であることなどについて、対象者や支援関係者をはじめとして広く事前に理解を得ておきます。(参考：周知例)

(オ) 物資・機材・人材・移送手段・施設の確保

- ・ 施設管理者と連携し、福祉避難所における必要な物資や機材の整備を図ります。
なお、資機材の整備に当たって、県では補助制度を準備しています。
- ・ 備蓄が困難な場合は、必要な物資等の調達について、事前に業者や関係団体等との協定締結等により、供給者を確保しておくなど、速やかに開設できる体制を整備します。
- ・ 必要な生活相談員等の人材については、保健師等職員の役割分担の決定、支援の要請先リストの整備、関係団体等との協定締結など、平常時から確認・体制整備を図ります。
- ・ 介護ボランティア等の受入れについて関係機関と平時から手順等を確認しておきます。
- ・ 一般避難所から福祉避難所への移送、緊急時の福祉避難所から入所施設等への移送に関して、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段が確保できるよう、関係機関等と協議・検討しておきます。
- ・ また、大規模災害時等、自己自治体内での物資や人材、移送手段、施設等の確保が困難な場合に備え、近隣市町村や県と事前に応援体制の確認を行います。特に、県は各事業者等と広域的に協定を締結していることから、その内容を事前に確認し、必要に応じた応援要

請ができるよう、平常時から情報共有を図ります。

(カ) 福祉避難所の運営体制の確認

- 福祉避難所の速やかな開設・運営のため、あらかじめ福祉避難所班や担当者を設置しておきます。
- また、避難支援関係者や福祉避難所関係者・機関等を交えた協議会を設置するなどにより、必要な物資、機材、人材、移送手段の確保に関する役割分担や医療機関等との連携体制を確認し、福祉避難所の開設・運営体制の充実に努めます。

(2) 災害時の取組

(ア) 福祉避難所の開設及び対象者の福祉避難所への誘導

- あらかじめ指定している福祉避難所の被災状況を確認するとともに、速やかに一般避難所における福祉避難所の対象者に関する情報を伝達し、福祉サービスが提供できる体制が確認され次第、福祉避難所を開設します。
- 要配慮者の障がい等の種別に応じて、福祉避難所や緊急入所、個別のスペースの確保による対応など、必要な配慮ができる避難先へ誘導します。
- 災害時の速やかな福祉避難所への誘導を実現するため、平時より要配慮者の現況を把握しておき、支援関係者とともにより要配慮者の誘導體制について確認しておきます。
- また、災害の規模に応じて、発災と同時に拠点的な福祉避難所を開設し、障がい等の程度が重度の要配慮者を直接受け入れるなどによって、速やかな受け入れに努めることが重要です。
- 福祉避難所の開設に当たっては、職員、対象者、対象者の支援者及び地域住民等に対し、福祉避難所の目的や機能、対象者も併せて周知します。

【スクリーニングの例】福祉避難所の確保・運営ガイドライン(平成28年4月内閣府(防災担当))抜粋

| | 区分 | 判断基準 | | 避難・搬送先例 |
|---|------------------|--|---|---------|
| | | 概要 | 実例 | |
| 1 | 治療が必要 | <ul style="list-style-type: none"> 治療が必要 発熱、下痢、嘔吐 | <ul style="list-style-type: none"> 酸素 吸引 透析 | 病院 |
| 2 | 日常生活に全介助が必要 | <ul style="list-style-type: none"> 食事、排泄、移動が一人でできない | <ul style="list-style-type: none"> 胃ろう 寝たきり | 福祉避難所 |
| 3 | 日常生活に一部介助や見守りが必要 | <ul style="list-style-type: none"> 食事、排泄、移動の一部に介助が必要 産前・産後・授乳中 医療処置を行えない 3歳以下とその親 精神疾患がある | <ul style="list-style-type: none"> 半身麻痺 下肢切断 発達障がい 知的障がい 視覚障がい 骨粗しょう症 | 個室(注1) |
| 4 | 自立 | <ul style="list-style-type: none"> 歩行可能、健康、介助がいない、家族の介助がある | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者 妊婦 | 大部屋 |

注1：個室とは、体育館ではなく教室等を指す

日本赤十字看護大学 国際・災害看護学領域 小原真理子氏の資料をもとに作成

(イ) 福祉避難所の開設時期

- 福祉避難所は、その施設自体の安全確認及び受入体制の調整の後（状況に応じて調整中であっても柔軟に対応）、速やかに開設します。

(ウ) 福祉避難所における要配慮者への対応

- 福祉避難所に避難している要配慮者の名簿を作成し、福祉サービスの利用、公営住宅等や応急仮設住宅への入居、住宅再建の意向等について把握します。

なお、作成した名簿が災害対策基本法第90条の3の規定に基づく被災者台帳に合致する場合、被災者台帳と位置づけて被災者の援護に活用することが可能ですので留意してくだ

さい。

- ・福祉サービス事業者、保健師、その他の支援者等と連携を図り、福祉避難所に避難している要配慮者に対して、必要な福祉サービスを提供します。
- ・障がい等の種別ごとの必要な配慮は、「2 一般避難所における要配慮者への対応」も参照し、福祉避難所の充実に努めます。

(エ)人材の確保

- ・介護、生活相談の人材が不足する場合は、県が別途示す「鳥取県災害派遣福祉チーム（DCAT）」に、派遣について相談してください。

(オ)福祉避難所の運営に係る留意点

- ・福祉避難所を開設する際に、すでに一般の被災者が避難している場合は、掲示板の活用や職員の呼びかけを通じて、被災者の要配慮の状況等に応じて近隣の一般避難所等への移動をお願いします。
- ・また、福祉避難所へ避難している一般の避難者へは、一般避難所へ移るまでの間、なるべく福祉避難所の運営や要配慮者の支援に協力してもらうよう、あわせてお願いをします。（参考：福祉避難所での周知の事例）

2 一般避難所における要配慮者への対応

- ・福祉避難所の量的確保に努めるほか、福祉避難スペースの確保など一般避難所における要配慮者に対する良好な環境の整備に努めます。
- ・避難所運営では、障がいの種別ごとの必要な配慮を理解し、平時から必要な物資や人材等の供給体制を整備しておきます。

<福祉避難スペースとは>

【福祉避難所の確保・運営ガイドライン(平成28年4月内閣府(防災担当))】

○地域における福祉避難スペース(室)(としての機能)

- ・災害時にすぐに避難できる福祉避難スペース(室)として、一般の避難所(小・中学校、公民館等)等の中に、介護や医療相談等を受けることができる空間を確保することを想定。専門性の高いサービスは必要としないものの、一般の避難所等では、避難生活に困難が生じる要配慮者が避難。

- ・避難所ごとに要配慮者のためのレイアウトの工夫など、運営について平時から確認しておきます。

3 要配慮者に対応するために配慮すべき事項(福祉避難所・福祉スペース、一般避難所共通)

(1) 共通事項

- ・要配慮者及び支援者に対し、災害時の避難体制の確認や、必要な物資や薬等携行すべきものの準備を平時から促しておきます。

<要配慮者または支援者が携行することが望まれる主なもの>

- ・保険証、障がい者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証、薬、お薬手帳(薬の一覧表)、通院している医療機関の受診券・診察券等
- ・家族等への連絡先及び連絡方法、アレルギーを引き起こす食材の一覧、食の形態やとろみ食に使用する製品名等配慮を要する内容と支援方法などを記した緊急連絡カード
- ・その他、各自が必要な物資等
- ・なお、避難所での工夫や行政が準備する物資・備品、必要な人材等について、平時から支援者等に聞き取っておきます。

<要配慮者に対応するための物品>

- ・段差に渡す板など、避難所をバリアフリー化するための用品
- ・障がい者専用の場所等があることを示すマーク等(ユニバーサルデザインのマーク等)
- ・段ボールや仕切り等(個別の居住空間やトイレ、更衣室等の設営)

- ・仮設トイレ、簡易ベッド、マットレス、掲示板(周囲の方への要配慮者に対する留意事項を周知するためのもの等)等
- ・生理用品、紙パンツ

<人材の確保>

- ・社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員、福祉の有資格者、障がい者団体等
- ・あいさポーター、認知症サポーター、手話通訳者
- ・災害ボランティア
- ・各関係団体と協定締結等により必要な人材を確保できるようにしておく。

<配置に関する配慮>

- ・移動に困難がある方：スムーズに出入りできるよう、居住スペースのうち通路側の場所
- ・視覚障がいのある方：自身の位置が把握しやすい角や壁際の場所
- ・聴覚障がいのある方：掲示板や事務局本部などに近い等視覚での情報が伝わりやすく、携帯電話の電波が入る場所
- ・自閉症や発達障がい、認知症の方など：騒々しい出入口付近を避けた、なるべく静かな場所
- ・要配慮者相談窓口の設置
- ・その他必要に応じて、静養室、授乳室、更衣室、ベッドルーム、育児室等を設置
- ・医療機関との連携などにより、必要なサービスを速やかに提供できる体制を確認しておきます。

(2) 要配慮者別の個別の対応

ア 肢体不自由のある人

(ア) 避難所で困ること

- ・移動に困難があり、時間がかかる場合がある。
- ・車いすの方の中には、床面に座ることが難しい人がある。
- ・トイレについては洋式・多目的トイレでないと使えない人がある。
- ・避難所に段差があると車いすの利用が難しい。
- ・車いすで滞在できる居場所として、広めのスペースが必要となる。
- ・手に障がいのある方は、一人で服を着たり食事したりすることが難しい場合がある。
- ・人によっては医療的ケア(吸引)や吸引器等のための電源が必要である。
- ・食べやすくするための食品の加工が必要である。
- ・慣れない避難所へ行くことを躊躇する。

(イ) 必要な環境・備品等

(環境)

- ・車いす等で出入りできるよう段差をなくし、通路を確保する。
- ・広めの居住スペースを確保する。
- ・避難所内の温度管理を行う。
- ・おむつ交換などはパーテーションで区切り、専用の場所を用意する。
- ・ビブス(他者へ要配慮者であることを伝えるもの)、洋式トイレ

(物資・備品)

- ・車いす、簡易発電機、床ずれ防止マット(エアーマット等)、紙おむつ、カテーテル等医薬品、医療的ケア(吸引器等)のための電源、食事用のテーブル(床で食事ができない方)
- ・経管栄養が必要な方には、専門物品や専門員が必要

(ウ) 必要な専門職・周囲の人の支援

(専門職)

- ・看護師、保健師、介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、ホームヘルパー等
- ・介護ボランティア

(周囲の方へ呼びかけること)

- ・ 支援物資を受け取りに行く際に協力する。
- ・ 車いす利用の人への協力(通路に物を置かない、広めの空間を譲る など)

(エ) 本人・家族等支援者の準備や留意事項

- ・ 紙おむつ、携帯トイレ、ビニールシート(おむつ交換時や着替え時に活用)
- ・ 専用器具
- ・ 支援者は、日頃から要支援者の食事等支援が必要な内容について把握しておく。

イ 内部障がいのある人

(ア) 避難所で困ること

《共通》

- ・ 外見からは障がいの有無が判断しにくく、周囲から誤解されやすい。

《人工肛門、膀胱機能障害》

- ・ 自己導尿や排泄に時間がかかる。
- ・ ストマーは3～4日で臭いが漏れるため、プライバシーに配慮した交換場所が必要である。
- ・ 避難所にストマー用品の備蓄がない、市販されていないため入手しづらい。
- ・ トイレでストマー貼り替えや洗浄などに30～40分時間を要する。

《血液透析、腹膜透析患者》

- ・ 食事制限(塩分、カリウム、リンの制限など)がある。
- ・ 透析施設への通院確保が必要である。
- ・ CAPD(腹膜透析者)の透析場所(1日3から4回)が必要である。

(イ) 必要な環境・備品等

(環境)

《人工肛門、膀胱機能障害》

- ・ ストマー対応トイレ(多目的トイレ、仮設トイレ)
- ・ トイレの近くへ誘導する。
- ・ プライバシーに配慮したストマー交換場所を確保する。

《血液透析、腹膜透析患者》

- ・ CAPD(腹膜透析者)の透析場所の確保や、医療機関との連携による治療の手配などを行う。

《ペースメーカー装着者》

- ・ 簡易発電機の近くにペースメーカーを利用されている人が近づかないよう、貼り紙などで注意を促す。

(物資・備品)

《人工肛門、膀胱機能障害》

- ・ ストマー(便、尿)交換用品、オストミー対応簡易トイレ

《血液透析、腹膜透析患者》

- ・ 移動用車いす、歩行器、杖、カーテン、バッテリー

(ウ) 必要な専門職

- ・ 看護師(皮膚・排泄ケア認定看護師、糖尿病看護認定看護師、透析看護認定看護師、保健師等)

(エ) 本人・家族等支援者の準備や留意事項

- ・ ストマー装具用品、洗腸セット(水、ウェット・アルコール消毒用ティッシュペーパー、輪ゴム、ビニール袋、はさみ、直流・交流変換器(交流の電気を直流に変換)、電池、加湿器)
- ・ 医療機関からの指示等の記された緊急連絡カード(透析条件)、処方箋カード

(オ) 啓発すること(透析の種類)

- ・ 血液透析：病院で専門の機材により行う透析(週3回、1回4～5時間)
- ・ 腹膜透析：自分で交換する透析(1日3回)

(カ) その他

- ・日頃からの本人や支援者に対するオストメイト対応トイレのある体育館などの周知
- ・ペースメーカー装着者は、機器が故障した時の対応、緊急時の連絡方法等について、かかりつけの医療機関や機器メーカーに相談しておく。

参考：鳥取県バリアフリーマップ

<http://www.pref.tottori.jp/fukushi/bfmap/>

ウ 難病の人

(ア) 避難所で困ること

- ・難病の症状は様々であり、四肢、内臓、視覚・聴覚などが複合的に発症している場合があり、個別のケアや医療機関との連携が不可欠である。
- ・病気の症状により平坦な場所での立ち上がりが困難な場合がある。
- ・病気の症状で頻繁にトイレを使用する必要がある人もいる。
- ・定期的に薬を服薬するため、水が必要であり、飲み込みが難しい場合はとろみ剤も必要で、病気によっては特別食が必要な場合がある。
- ・人工呼吸器や痰の吸引器を使用するために電源が必要である。
- ・病気の症状や薬の副作用で免疫機能が低下している場合、多人数で密集して生活することは感染症のリスクがある。
- ・腹膜透析は交換液、消毒液、機材の一式を避難所まで持参することが難しい。

(イ) 必要な環境・備品等

(環境)

- ・医療的ケアが必要な方は、早期に医療機関へ移送する。
- ・自己注射の際にパーテーション等で外から見えないように配慮したスペースをつくる。
- ・医療機器を使用する方へ、電源を優先的に使用できるようにその他の被災者へ配慮を促す。
- ・定期的に医療機関関係者が巡回し、継続した支援が行えるよう体制を整える。
- ・トイレ程度の広さの透析場所(壁や窓の棧などがあれば、交換液を吊るすのに活用できる)を確保する。
- ・病院との連携、通院手段の確保等を図る。

(物資・備品)

- ・飲料水、生理食塩水、とろみ剤、経腸栄養剤、マスク、車いす(電動)、歩行器、ベッド・除圧マット、椅子、人工呼吸器(機械式)、バッグバルブマスク(手動式)、ポータブルたん吸引器、バッテリー、非常用発電機

(ウ) 必要な専門職・周囲の人の支援

(専門職)

- ・医師、看護師、保健師、重度障がい者利用施設の職員、難病支援団体

(周囲の方へ呼びかけること)

- ・人工呼吸器・たん吸引器使用者等へ電源を優先使用させること。透析場所を優先的に確保すること。

(エ) 本人・家族等支援者の準備や留意事項

- ・本人や関係者が、前回透析をした日時や病院を把握しておくこと
- ・人工呼吸器、ポータブルたん吸引器、バッテリー、マスク

エ 視覚障がいのある人

(ア) 避難所で困ること

- ・視覚による情報の把握が難しいため、配給などの情報が行き届かない場合がある。
- ・自分がいる場所の把握に困ることがあり、トイレなど一人での移動が難しい。

(イ) 必要な環境・備品等

(環境)

- ・個別の声かけや放送など、音声による伝達を行う。

- ・トイレは、順路を把握しやすいよう簡易型の点字ブロックやロープなどを張り動線を確認するとともに、入口には音声誘導装置等を設置する。
- ・居住スペースのうち、壁際や角などの比較的位置がわかりやすい場所あるいは受付の近くなどの行政担当者が対応しやすい場所を確保する。

(物資・備品)

- ・簡易型点字ブロック、音声誘導装置、ラジオ、白杖

(ウ) 必要な専門職・周囲の人の支援

(専門職)

- ・視覚障がい者団体などの関係者

(周囲の方へ呼びかけること)

- ・目の不自由な方を見かけたら声をかけ、周囲の状況を伝える。
- ・通路の安全性の確保や支援者等による適切な誘導を行う。
- ・誘導する場合は少し前に立ち、肩などを持ってもらって案内する。段差がある場合にはその都度伝える。

(エ) 本人・家族等支援者の準備や留意事項

- ・眼鏡、白杖(折りたたみ式)、点字器、音声時計や触知式時計

オ 聴覚障がいのある人

(ア) 避難所で困ること

- ・音声による情報の把握が難しく、配給などの情報が行き届かない場合がある。
- ・話しかけても返事ができない場合が多いので、誤解されたり、孤立したりする可能性がある。
- ・普段から地域の人とのつきあいがなく、周囲に知り合いが少ない。
- ・補聴器・人工内耳使用の場合、空気電池という特別な種類を用いるので、入手しにくい。

(イ) 必要な環境・備品等

(環境)

- ・情報を伝える場合は、チラシ、掲示板等の文字を使う。
- ・居住スペースのうち、掲示板や事務局本部の近くなど、視覚での情報が伝わりやすい場所に誘導する。

(物資・備品)

- ・筆談用ホワイトボード、手話表現の一覧、手話表現のポスター、手話辞典、ペン、懐中電灯、字幕放送のテレビ、インターネットテレビ(手話版)、補聴器用・人工内耳用の電池、CS障がい者放送(手話や字幕で情報を伝えるテレビ番組)専用受信機

(ウ) 必要な専門職・周囲の人の支援

(専門職)

- ・手話通訳者や要約筆者
- ・聴覚障がい者団体などの関係者

(周囲の方へ呼びかけること)

- ・背後の様子がとらえにくいいため、相手の視野に入るか、軽く触れて合図する。
- ・マスクを外して口の動きがわかるように話しかける。
- ・筆記による筆談や、手のひらに指先で字を書く、顔をまっすぐに向け口をなるべく大きく動かす。
- ・物資や食事の配給等の情報を筆談や身ぶりで伝える。
- ・代理で電話連絡を行う。

(エ) 本人・家族等支援者の準備や留意事項

- ・補聴器及び専用電池、筆談に必要なメモ用紙・筆記用具等、笛、人工内耳装用者カード
- ・スマートフォン等による災害情報の取得

カ 知的障がいのある人

(ア) 避難所で困ること

- ・周囲への配慮や多くの人との関わり、トイレ、順番待ち、多くの人声などで落ち着かない。
- ・パニックになりやすく、急な行動をとってしまう。
- ・走り出したり意味不明の声を出したりしてしまう。
- ・洋式トイレでないと難しい方がいる。

(イ) 必要な環境・備品等

(環境)

- ・同じような条件の人(家族)と同じスペース、または個別の部屋を確保する。
- ・人の出入りの少ない位置、トイレや屋外に近い位置へ誘導する。
- ・知的障がい者の特性に関する情報を避難所にいる人に周知する。

(物資・備品)

- ・テレビ
- ・CDラジカセ(音楽があれば落ち着く子ども(人)もいる。)

(ウ) 必要な専門職・周囲の人の支援

(専門職)

- ・施設(知的障がい)で経験のある方

(周囲の方へ呼びかけること)

- ・知的障がい児(者)に対する理解。
- ・ゆっくり簡単な言葉で話しかける。

(エ) 本人・家族等支援者の準備や留意事項

- ・こだわりのある物品は一カ所にまとめておき、常に同じ場所で使用する。
- ・こだわりのある食品はストックが可能であれば常にストックしておく。

キ 精神障がいのある人

(ア) 避難所で困ること

- ・幻聴・幻覚、妄想、不眠等があり、精神的に不安で落ち着かない人もいる。

(イ) 必要な環境・備品等

(環境)

- ・掲示板等で情報を共有できる環境をつくる。
- ・通路に矢印やマークを表示する、各部屋や場所をわかりやすく表示する。
- ・慣れ親しんだ人との避難
- ・車いす、杖を利用している人もいるので、出入りしやすい環境が必要

(ウ) 必要な専門職・周囲の人の支援

(専門職)

- ・精神保健福祉士、看護師、支援員、事業所職員、精神保健ボランティア、民生委員等

(周囲の方へ呼びかけること)

- ・安心して行動できるよう、優しく声かけをする。
- ・地震で揺れている間は「もう少し待って」などの声かけを行う。

(エ) 本人・家族等支援者の準備や留意事項

- ・親族に連絡がとれるようにしておく。
- ・貴重品、着替え等非常品持ち出しリストを作成しておく。

(オ) その他

- ・内科的疾患(糖尿病等)を患っている方も多く、薬の種類による副作用など、支援者が理解しておく必要がある。

- ・親が精神障がい者の場合、子どもが取り残されることがあるので注意が必要

ク 自閉症等発達障がいのある人

(ア) 避難所で困ること

- ・いつもと違う大勢の人がいて騒がしい場所で過ごすことができない。
- ・感覚過敏など、変化に対する不安や恐怖感を覚え、落ち着きをなくしたり、走り回ったりする。
- ・大声を出すなど奇異な行動が出ることもある。
- ・できていたことができなくなることもある。
- ・家族と並んで支援物資をもらうことができない場合がある。家族も本人を一人にしておけない。
- ・家のトイレしか使えない、洋式トイレしか使えない人がいる。

(イ) 必要な環境・備品等

(環境)

- ・パーティション等で区切った自分の空間、個別の部屋

(物資・備品)

- ・洋式トイレ

(ウ) 必要な専門職・周囲の人の支援

(専門職)

- ・本人の顔なじみの先生、心理職、各関係機関につなぐ方、本人の顔見知りの方

(周囲の方へ呼びかけること)

- ・周囲の見慣れない人は、温かい気持ちで見守る。
- ・支援物資を取りに行く際に協力する。
- ・ゆっくり話しかける。

(エ) 本人・家族等支援者の準備や留意事項

- ・安心グッズ（心の安定が図れるもの：イヤーマフ、イヤホン、ぬいぐるみ、好きなおもちゃの写真など）
- ・一人で時間を過ごせるもの、慣れ親しんだもの（慣れ親しんだもの：よくしているパズル、お絵かき道具、おもちゃやゲームなど）
- ・本人のことをわかってもらうために準備するもの：自分についての紹介カード、人とコミュニケーションをとるための絵や写真カード、受診サポート手帳（鳥取県作成）、コミュニケーション支援ボード、筆記用具など

ケ 認知症の人

(ア) 避難所で困ること

- ・雑音や大きな話し声などにより本人が落ち着かなくなる。
- ・多くの人と一緒にだとストレスがかかり落ち着かなくなる。
- ・暑い、寒いなど温度によりBPSD(周辺症状(人によって異なる症状)：徘徊や妄想、陰鬱など)の症状が出やすくなる。
- ・排泄の問題でトラブルが多く起こる。
- ・周囲の人の認知症の理解がないと、本人も家族も安心できない。
- ・介護家族が本人の側を離れ、自分の時間を持つことができないと家族自身も疲弊する。

(イ) 必要な環境・備品等

(環境)

- ・ざわつきや雑音が比較的少ない場所（奥まった場所や出入り口から離れた所など）を、パーティションなどで仕切り、本人と家族の専用スペースとして確保する。
- ・専用のおむつ交換や排泄スペースを確保する。
- ・家族以外のなじみの人たち（介護・医療専門職、近所の人、親戚等）が近くにいるように配置する。

(物資・備品)

- ・ビニール袋、身体用ウェットテッシュ、介護食品

(ウ) 必要な専門職・周囲の人の支援

(専門職)

- ・認知症の本人と家族に対応できる専門職（介護支援専門員、介護職員、認知症看護認定看護師、保健師）、認知症サポーターなどの見守りができるボランティア、認知症の人の介護経験のある方

(周囲の方へ呼びかけること)

- ・同じ目線で前からゆっくりと、短い言葉でひとつずつ話す。
- ・認知症の人は思うことが言葉としてすぐには出にくいいため、あせらず、ゆっくりと聴く。
- ・一人の人生の先輩として接遇する。
- ・本人が落ち着かないときには、説得したり、態度や言葉で抑えたりせず、寄り添い、話を聞いていることを、うなずきや態度で伝える。
- ・本人が知りたいこと、分かってもらいたいことをメモにして貼る・渡す。
- ・本人の好きな歌・なじみの歌・わかりそうな歌を口ずさんだり、一緒に歌ったりするなど少しでも本人にとって心地よい刺激を試みる。
- ・基本的に、職種よりもスキルの方が重要であるため、避難者にも協力を呼びかけ、支援の体制をつくる。

(エ) 本人・家族等支援者の準備や留意事項

- ・認知症の本人の名前、住所、連絡先、呼び方、身内の名前、連絡先がわかるホルダーメモまたは名札などを作る。
- ・本人の状態による介護用品（おむつ、携帯トイレなど）
- ・本人に、避難することをきちんと伝え、安心してもらう。
- ・避難に際しては、日ごろからつながりのある専門職（ケアマネ等）、介護・医療利用事業所へ避難先を連絡する。
- ・自治会、防災会など近所なじみの人が避難を支援する体制づくりに努める。
- ・介護家族には短時間でも本人から離れて自分の時間を持てるよう周りの専門職やボランティアの人に支援を頼む。
- ・早期の福祉避難所への移動に向けて、本人の情報（名前、年齢、病歴、介護保険等）がわかる用紙を作っておき、早期の移動を申し出る。

また、各障がい等関係団体が障がい等の種別ごとにハンドブック等を作成しているので、平時から目を通し、災害時の対応の一助とする。

- ・「自閉症の人たちのための防災・支援ハンドブック－自閉症のあなたと家族の方へ－」（社団法人 日本自閉症協会）
- ・「避難所での認知症の人と家族支援ガイド」（社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター）

コ 外国人

(ア) 必要な環境・備品等

(環境)

- ・母国への安否連絡のためのネット環境・Wi-Fi環境整備
- (物資・備品)
- ・医療面で視覚的資料としての絵カード

(イ) 必要な専門職・周囲の人の支援

(専門職)

- ・母国と日本の事情、言語が分かる人
- ・母国の状況(支援策など)情報を集めて共有してくれる人

(ウ) その他

- ・文化や習慣の違いがあり、日本の避難場所でのマナーや避難をする際に必ず守るべきこと等の周知を行う。
- ・事前に、本人の連絡先を母国の家族へ伝えておく。
- ・日頃から、道路標識板・案内板などで避難所になる場所の周知を行う。
- ・宗教や文化によって、食べられない食材等があることを理解し、必要に応じて別途食材等の調達等を行う。

4 指針の周知・啓発

指針の内容が理解・実践されるよう、多様な広報媒体による周知や、要配慮者、支援者、施設管理者、障がい者関係団体等、行政職員等への研修や訓練などを通じて啓発を行います。